



埼玉県報

第388号
令和5年(2023年)
2月17日
金曜日

目次

告示

- 県税の収納事務に係る告示（税務課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 所沢都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道上尾蓮田線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道上尾蓮田線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 一般国道140号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道140号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道深谷嵐山線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）

雑報

- 主要農作物の県奨励品種等（生産振興課）

正誤

- 埼玉県告示第117号中訂正（さいたま農林振興センター）

告示

埼玉県告示第百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

| 受託者の住所、名称及び 代表者氏名 | 委託内容 | 委託期間 |
|--|--|------------------------|
| 東京都豊島区東池袋四丁目五番二号 株式会社アイヴイジット 代表取締役 砂長 淳洋 | 埼玉県さいたま県税事務所、埼玉県川口県税事務所、埼玉県朝霞県税事務所、埼玉県川越県税事務所、埼玉県春日部県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務 | 令和五年三月一日から令和七年二月二十八日まで |

告 示

埼玉県告示第百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会

二 代表者の氏名

柴田 忠雄

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二

ロ その他の事務所の所在地

埼玉県熊谷市小江川四百二十九番地

四 更新後の認定の有効期間

令和四年十月十三日から令和九年十月十二日まで

告 示

埼玉県告示第百八十四号

所沢市から所沢都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百八十五号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百八十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百八十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

| | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|----------|
| 福井 太郎 | 坂口 雄介 | 溝上 達朗 | 布施 滋 | 玉置 裕一郎 | 高濱 晶彦 | 医師の氏名 |
| 害 ぼうこう又は直腸機能障 害 | 聴覚障害 | 肢体不自由 | 肢体不自由 | 肢体不自由 | 肢体不自由 | 指定障害区分 |
| 社会医療法人ジャパンメディカルア ライアンス東埼玉総合病院 | 医療法人恵養会坂口耳鼻咽喉科 | 熊谷外科病院 | 医療法人啓仁会所沢ロイヤル病院 | 一般社団法人巨樹の会所沢明生病院 | 愛善会所沢整形外科 | 医療機関の名称 |
| 幸手市吉野五百十七―五 | 所沢市西所沢一―二十三 ―三階 | 熊谷市佐谷田三千八百十 一―一 | 所沢市北野三―一―十一 | 所沢市山口五千九十五 | 六 所沢市宮本町一―十五― | 医療機関の所在地 |
| 令和四年十月一日 | 令和四年八月一日 | 令和四年七月七日 | 令和四年三月三十一日 | 令和四年二月二十八日 | 平成三十一年三月三十一日 | 辞退年月日 |

| | | | | | | |
|-------------|------------------------|-------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 根本 文夫 | 金井 弘次 | 加藤 浩 | 足立 英雄 | 沖下 卓也 | 秋葉 春彦 | 大野 洋一 |
| 肢体不自由 | じん臓機能障害 | 肢体不自由 | ぼうこう又は直腸機能障害 | 心臓機能障害 | 肢体不自由 | じん臓機能障害 |
| 根本整形外科医院 | 社会医療法人財団石心会埼玉石心会 病院 | 加藤クリニク | あだち医院 | 社会医療法人社団巨樹の会新久喜総合病院 | 埼玉医科大学病院 | 埼玉医科大学病院 |
| 坂戸市日の出町二―十六 | 狭山市入間川二―三十七 ―二十 | 秩父市宮側町十二―十二 | 深谷市上柴町東五―十五 ―十四 | 久喜市上早見四百十八― 一 | 入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八 | 入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八 |
| 令和四年十二月二十二日 | 令和四年十二月二十日 | 令和四年十二月十六日 | 令和四年十二月十四日 | 令和四年十二月七日 | 令和四年十二月六日 | 令和四年十二月一日 |

| | | |
|--------------------------------|-------------|-------------------|
| 杉田 公一 | 新井 治男 | 相楽 達男 |
| 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害 | 肢体不自由 | 心臓機能障害 |
| 医療法人社団公信会杉田耳鼻咽喉科 | 新井整形外科 | 医療法人三愛会イムス三郷クリニック |
| 戸田市下前一―九―二十二 | 羽生市藤井上組千九 | 三郷市采女一―百二―二 |
| 令和四年十二月三十日 | 令和四年十二月二十七日 | 令和四年十二月二十三日 |

告 示

埼玉県告示第百八十八号

富士見市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百八十九号

吉川市から越谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十号

吉川市から越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十一号

吉川市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

群馬県藤岡市鬼石五百二十二番地 永田商事株式会社

二 取消年月日

令和五年二月十日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--------------|-------------------|-----------------|
| 二ツ宮九八〇番七地先まで | 上尾市二ツ宮九七九番四地先から同市 | 区 間 |
| 八・八四〇一九・一六 | | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一三・九〇 | | 延長 (メートル) |
| 道路改良工事による。 | | 備 考 |

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

| | |
|--|---------|
| 上尾蓮田線 | 路線名 |
| 上尾市二ツ宮九七九番四地先から同市二ツ宮九八〇番七地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和五年二月十七日 | 供用開始の期日 |
| 令和五年二月十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一二・九〇メートル | 備考 |

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-----------|--|-----------------|
| 原七番一〇地先まで | 秩父市荒川久那字下モ屋敷三七八〇番 一〇地先から同市荒川上田野字上下石 | 区 間 |
| | 一三・一五〽五二・二九 | 敷地の幅員 (メートル) |
| | 五二四・七〇 | 延長 (メートル) |
| 更である。 | 令和二年九月十八日付 け埼玉県秩父県土整備 事務所長告示第十号の 道路予定区域の一部変 | 備 考 |

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

| | |
|----------------|---|
| <p>路線名</p> | <p>一般国道百四十号</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>秩父市荒川久那字本平沢三七五四番 九地先から同市荒川上田野字上下石 原七番一〇地先まで（ただし、関係 図面に表示する部分に限る。）</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>令和五年二月十七日</p> |
| <p>備考</p> | <p>令和五年二月十七日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示第二号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。延 長一八一・七〇メートル</p> |

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

| | |
|--|---------|
| 深谷嵐山線 | 路線名 |
| 深谷市田中宇新堀五八六番一地从先から 同市田中宇新堀五八六番一地从先まで | 供用開始の区間 |
| 令和五年二月十七日 | 供用開始の期日 |
| 平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二一・四五メートル | 備考 |

埼玉県警察本部告示第23号

令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和5年2月17日

埼玉県警察本部長 鈴木基之

1 試験の名称及び採用予定人員

| | | |
|-------------------------------------|-------|------|
| (1) 令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類 | 男性 | 190人 |
| | 女性 | 20人 |
| (2) 令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類 | 男性 | 10人 |
| | 女性 | 5人 |
| (3) 令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類 | 男性 | 10人 |
| | 女性 | 5人 |
| (4) 令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類 | 中国語 | 1人 |
| | ベトナム語 | 1人 |
| | トルコ語 | 2人 |
| (5) 令和5年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類 | 柔道 | 2人 |
| | 剣道 | 2人 |
| (6) 令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類 | | 2人 |
| (7) 令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類 | | 2人 |

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

| 試 験 区 分 | 学 歴 | 年 齢 |
|--|--|------------------------------|
| I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類 | 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和6年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者 | 昭和63年4月2日以降に生まれた者 |
| II 類 サイバー犯罪捜査 II 類 | 1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は令和6年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和6年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者 | 昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 |
| III 類 | I類及びII類に該当しない者 | 昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 |

イ その他

| | |
|--------------------------|---|
| 国際捜査Ⅰ類 | 語学（受験言語）に堪能な者 |
| 武道・体育指導Ⅰ類 | 柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者 |
| サイバー犯罪捜査Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類 | 独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者 |

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

(ア) Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及び武道・体育指導Ⅰ類

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

(イ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

専門試験Ⅰ及び論文試験とする。

なお、論文試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

| 資格・経歴区分 | 種別 | 試験名称等 | 加点対象基準 |
|---------|------|-------------------|--------|
| 武道 | 空手道 | 全日本空手道連盟認定 | 初段以上 |
| | 日本拳法 | 日本拳法全国連盟認定 | |
| | 柔道 | 講道館認定 | |
| | 剣道 | 全日本剣道連盟認定 | |
| | 合気道 | 合気会認定 | |
| 情報 | 情報処理 | 独立行政法人情報処理推進機構が実施 | 左記の試験に |

| | | | |
|-----------------------------------|---------------|--|---|
| | | する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格 | 合格し、又は資格を有するもの |
| 財 務 | 財 務 | 日商簿記検定 | 2級以上 |
| 語 学 | 英 語 | 実用英語技能検定 | 2級以上 |
| | | TOEIC (※) | 600点以上 |
| | | TOEFL (iBT) (※) | 62点以上 |
| | | 国際連合公用語英語検定試験 | C級以上 |
| | 中 国 語 | 中国語検定試験 | 3級以上 |
| | | 漢語水平考試 (HSK) | 4級以上 |
| | | 中国語コミュニケーション能力検定試験 | 400点以上 |
| | 韓 国 語 | ハングル能力検定試験 | 準2級以上 |
| | | 韓国語能力試験 | 4級以上 |
| ベトナム語 | 実用ベトナム語技能検定試験 | 4級以上 | |
| 経 歴 | スポーツ経歴 | 国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会 | 中学校を卒業後に、左記のいずれかの大会に選手として出場経験があり、その証明ができるもの |
| ※ 第1次試験日から2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。 | | | |

(2) 第2次試験

ア 試験種目

(7) I類、II類、III類及び武道・体育指導I類

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

(4) 国際捜査I類、サイバー犯罪捜査I類及びサイバー犯罪捜査II類

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験IIとする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

| 試験 | 月 日 | 会 場 | 合格発表日時 | 合格発表の方法 |
|-------|---|---|-------------------|--|
| 第一次試験 | 5月14日（日） | 埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。 | 5月26日（金） 午前10時 | 合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに掲載日の午前10時から7日間掲示する。 |
| 第二次試験 | 6月3日（土）から6月5日（月）までのいずれか1日及び6月17日（土）から7月2日（日）までのいずれか1日に、埼玉県内のいずれかの施設で行う。 ただし、1都6県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県）以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。 | | 8月18日（金） 午前10時 | |

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和5年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

| | |
|-----|----------------------------|
| 区 分 | 採用（入校）時の初任給 (100円未満切捨て) |
|-----|----------------------------|

| | |
|--|----------|
| I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類 | 244,400円 |
| II 類 サイバー犯罪捜査 II 類 | 233,200円 |
| III 類 | 214,600円 |

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和5年10月1日（日）以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込者、II類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査 I 類、武道・体育指導 I 類、サイバー犯罪捜査 I 類及びサイバー犯罪捜査 II 類は、令和6年4月1日（月）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

試験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和5年3月1日（水）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和5年3月1日（水）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和5年3月1日（水）午前9時から4月7日（金）午後5時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせる

こと。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル (0120-373514)

埼玉県警察本部告示第24号

令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

令和5年2月17日

埼玉県警察本部長 鈴木基之

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 17人

女性 10人

(2) 令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 5人

女性 3人

(3) 令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性 75人

女性 10人

(4) 令和5年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 2人

剣道 1人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

| 試験区分 | 学歴 | 年齢 |
|------|--------------------|-------------|
| Ⅰ類 | 1 学校教育法（昭和22年法律第26 | 昭和63年4月2日以降 |

| | | |
|-----------|--|------------------------------|
| 武道・体育指導Ⅰ類 | 号)による大学を卒業又は令和6年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者 | に生まれた者 |
| Ⅱ類 | 1 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業又は令和6年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和6年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者(Ⅰ類に該当する者を除く。) 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者 | 昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 |
| Ⅲ類 | Ⅰ類及びⅡ類に該当しない者 | 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 |

イ その他

| | |
|-----------|---|
| 武道・体育指導Ⅰ類 | 柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段(大学卒業見込みの者にあつては三段)以上の者 |
|-----------|---|

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

教養試験及び論文(作文)試験とする。

なお、論文(作文)試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格

等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

| 資格・経歴区分 | 種 別 | 試験名称等 | 加点対象基準 |
|---------|--------|--|--|
| 武 道 | 空 手 道 | 全日本空手道連盟認定 | 初段以上 |
| | 日本拳法 | 日本拳法全国連盟認定 | |
| | 柔 道 | 講道館認定 | |
| | 剣 道 | 全日本剣道連盟認定 | |
| | 合 気 道 | 合気会認定 | |
| 情 報 | 情報処理 | 独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格 | 左記の試験に合格し、又は資格を有するもの |
| 財 務 | 財 務 | 日商簿記検定 | 2級以上 |
| 語 学 | 英 語 | 実用英語技能検定 | 2級以上 |
| | | TOEIC (※) | 600点以上 |
| | | TOEFL (iBT) (※) | 62点以上 |
| | | 国際連合公用語英語検定試験 | C級以上 |
| | 中 国 語 | 中国語検定試験 | 3級以上 |
| | | 漢語水平考試 (HSK) | 4級以上 |
| | | 中国語コミュニケーション能力検定試験 | 400点以上 |
| | 韓 国 語 | ハングル能力検定試験 | 準2級以上 |
| | | 韓国語能力試験 | 4級以上 |
| | ベトナム語 | 実用ベトナム語技能検定試験 | 4級以上 |
| 経 歴 | スポーツ経歴 | 国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会 | 中学校を卒業後に、左記のいずれかの大会に選手として出場経験があり、その証明ができるも |

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| | | の |
| ※ 第1次試験日から2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。 | | |

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

| 試験 | 月 日 | 会 場 | 合格発表日時 | 合格発表の方法 |
|-----------------------|--|---|------------------------|--|
| 第 一 次 試 験 | 9月17日（日） | 埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。 | 10月2日（月） 午前10時 | 合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。 |
| 第 二 次 試 験 | 10月7日（土）又は10月8日（日）のいずれか1日及び10月21日（土）から10月29日（日）までのいずれか1日に、埼玉県内のいずれかの施設で行う。ただし、1都6県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県）以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。 | | 12月22日（金） 午前10時 | |

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和5年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

| 区 分 | 採用（入校）時の初任給 (100円未満切捨て) |
|--------------------|----------------------------|
| I 類 武道・体育指導 I 類 | 244,400円 |
| II 類 | 233,200円 |
| III 類 | 214,600円 |

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和6年4月1日（月）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

試験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和5年3月1日（水）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和5年3月1日（水）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和5年7月13日（木）午前9時から8月23日（水）午後5時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル (0120-373514)

埼玉県警察本部告示第25号

令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

令和5年2月17日

埼玉県警察本部長 鈴木基之

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

北海道（男性） 2人

宮城県（男性） 2人

(2) 令和5年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

北海道（男性） 8人

宮城県（男性） 8人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

| 試験区分 | 学歴 | 年齢 |
|------|---|------------------------------|
| Ⅰ類 | 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和6年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者 | 昭和63年4月2日以降に生まれた者 |
| Ⅲ類 | Ⅰ類に該当しない者 | 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 |

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

北海道及び宮城県（以下「地元道県」という。）において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

| 試験 | 月日及び会場 | 合格発表 |
|-----------|-------------------------|--|
| 第1次 試験 | 各地元道県と同一とする。 | 各地元道県の発表後、合格者に文書で通知する。 |
| 第2次 試験 | 各地元道県の月日に合わせて各地元道県内で行う。 | 合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。 |

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和5年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

| 区分 | 採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て） |
|-------|----------------------------|
| I 類 | 244,400円 |
| III 類 | 214,600円 |

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和6年4月1日（月）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

試験案内及び申込書は、各地元道県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

(3) 受付期間

各地元道県と同一期間とする。

8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元道県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

奨励品種・準奨励品種の廃止

大豆「タチナガハ」

既にも他品種への転換が進んでおり、県から種子を供給していないことから、本品種の生産数量が増加する見込みは薄いため、準奨励品種から廃止する。

正 誤

埼玉県告示第百十七号（令和五年二月十日第三百八十六号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

理事 新井久雄 埼玉県鴻巣市登戸四百二十五番地

正

理事 新井久男 埼玉県鴻巣市登戸四百二十五番地